

コーポレートガバナンス・ガイドライン

2019年 9月 1日 制定・施行

株式会社 IMAGICA GROUP

コーポレートガバナンス・ガイドライン

第1章 総則

(目的)

- 第1条 本ガイドラインは、当社グループが次に定めるグループ・ミッションの実現を通じて、すべてのステークホルダーへの社会的責任を果たすのに最適なコーポレートガバナンスに関する指針を定めることで、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現することを目的とします。〔2-1〕
- 2 当社は、取締役会により「企業倫理規程」を定め施行運用しております。当社グループに従事するすべての者は、当該規程に則りグループ経営理念の実現を実践します。〔2-2、2-2①〕

《Group Mission》

私たちは、誠実な精神をもって新たな価値創造につとめ、
世界の人々に「驚きと感動」を与える
映像コミュニケーショングループを目指します。

《私たちの価値観》 4We's

We lead	社会の変化にいち早く対応し、
私たちは先駆ける。	業界をリードする存在であり続けます。
We collaborate	グローバル&ワンストップという強みを生かし、
私たちは協働する。	お客様に高い価値を提供します。
We serve	高い技術と誠実な精神を持って、
私たちは貢献する。	どのような状況においてもお客様の要望に応え続けます。
We discover	人の心を動かすためのカギを、
私たちは発見する。	そして日常の中でも仕事を進化させるための発見を探し続けます。

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

- 第2条 当社は、誠実な精神をもって新たな価値創造につとめ、世界の人々に「驚きと感動」を与える映像コミュニケーショングループを目指すことを経営理念に掲げ、これらを実現するためにコーポレートガバナンスをグループ経営における重要課題の一つであると認識し、経営の透明性向上、コンプライアンス遵守および意思決定の迅速化を追究すべく各種施策に取り組みます。〔3-1(ii)〕

- 2 当社は、当社の子会社に対しても、当社と同様のガバナンス体制を構築できるよう、各種施策の取組を行うよう監督します。

(コーポレートガバナンス・コードとの関係)

- 第 3 条 当社は、東京証券取引所策定のコーポレートガバナンス・コードに定められた基本原則、原則および補充原則を十分に理解・検証し、当社の特殊性などに鑑みて遵守することが相当でないと思えられるものを除き、それらの各原則を遵守します。

第 2 章 株主との関係

(受託者責任)

- 第 4 条 取締役は、株主からの受託者責任を果たし、会社や株主共同の利益を高めるため、情報公開を最も重要な経営課題の一つであると認識し、各ステークホルダーへの情報発信や対話を通じて、ポジティブまたはネガティブであるかにかかわらず、各ステークホルダーが必要とする情報提供を行います。〔4-2、4-5〕
- 2 株主から経営を付託された取締役会は、中長期的な会社の経営戦略を定め、経営資源の配分に関して会社として実行します。また、中期経営計画を設定・公表するとともに、有効な経営指標を明示し、目標達成に向けた定性的、定量的根拠を説明するように努めます。〔5-2〕

(資本政策)

- 第 5 条 当社は、財務体質の強化と成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することで資本効率の向上を目指し、その実現のため有効的な経営指標を導入することにより経営を効率化し、持続的な成長と企業価値の向上を図り、株主価値の増大に努めます。〔1-3〕
- 2 当社は、事業提携や取引関係の強化、情報収集の観点から、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断する企業の株式を保有します。保有株式については個別銘柄ごとに、保有の目的、保有に伴う便益やリスクが資本コスト等に見合っているかを精査し、取締役会において保有の適否を検証し、保有の合理性が認められなくなったと判断される銘柄については縮減を図ります。

(政策保有株式)

- 第 6 条 当社は政策保有株式の議決権行使について、全ての議案に対して議決権を行使することとし、保有先の中長期的な企業価値向上の観点から当該企業の経営状況

を勘案し、議案ごとの賛否を適切に判断します。〔1-4〕

- 2 当社の株式を政策保有株式として保有している会社より、その株式の売却等の意向が示された場合には、売却等を妨げず政策保有株主の意向に沿います。〔1-4①〕
- 3 当社は、政策保有株主と取引を行う際は、一般の取引先同様、取引の合理性について十分に検証を行います。〔1-4②〕

(株主還元)

- 第 7 条 当社では、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要事項のひとつと位置づけています。配当につきましては、連結業績に応じた利益配分を基本とし、連結配当性向の目標を定め、安定した配当の維持と配当水準の向上を目指します。〔1-3〕

(株主総会)

- 第 8 条 当社は株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行い、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と実質的な平等性の確保に取り組みます。〔1、1-2〕
- 2 株主総会は、議決権を有する株主によって構成される最高意思決定機関であり、当社は全議案の賛成・反対要因の分析を行い、議決権行使結果を真摯に受け止めます。〔1-1①〕

(議決権の尊重)

- 第 9 条 当社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報について、必要に応じ適確に提供します。〔1-2①〕。
- 2 当社は、株主が適切に議決権を行使できるようにするため、株主総会招集通知等の発送に先立ち、その内容を当社ウェブサイト等に、株主総会開催日の3週間程度前に公表します。〔1-2②〕
 - 3 当社では株主の利便性を鑑み、議決権電子行使プラットフォームに参加しております。また、海外投資家比率の推移を注視し、必要に応じて招集通知の英訳対応を行います。〔1-2④〕

(株主の権利の保護)

- 第 10 条 株主の利益に影響を及ぼす資本政策を行う場合は、独立社外取締役及び監査等委員会の意見を考慮しつつ、その検討過程や実施の目的等の情報を、速やかに開示するとともに、十分な説明に努めます。〔1-6〕
- 2 当社は、持続的な成長を継続させ企業価値を向上させることを最重要課題と認識しており、現状では買収防衛策の導入の予定はありません。〔1-5、1-5①〕

- 3 当社は、定款及び株式取扱規則において少数株主権等の行使方法を規定し、少数株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることをしないよう十分に配慮します。〔1-1③〕
- 4 当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において自ら議決権の行使等を行うことや出席・傍聴をあらかじめ希望する場合、信託銀行等と協議等を行い、適切に対応します。〔1-2⑤〕。

(株主の平等性の確保)

第11条 当社は、いずれの株主も株式の内容及び数に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないよう適時適切に情報開示を行います。〔1〕

(株主の利益に反する取引の防止)

- 第12条 当社は、株主の利益を保護するため、役員等の当社関係者がその立場を濫用して、当社や株主の利益に反する取引を行うことを防止することに努めます。〔1-7〕
- 2 当社は、「取締役会規程」において会社と取締役間の取引の承認、取締役の競業取引の承認を取締役会付議事項としております。〔1-7〕

第3章 コーポレートガバナンス体制

(取締役会、監査等委員会等の体制)

- 第13条 当社は監査等委員会設置会社を選択し、監査等委員会が取締役・執行役員の職務執行を監査します。
- 2 当社は、意思決定の迅速化と外部環境への的確な対応を図るため、経営の監督機能と業務執行機能を分離し、執行役員制度を採用します。
 - 3 取締役会は、映像事業に関わる各分野における専門的知識と豊富な経験を有する人物、または相当の知見を有する人物を選任し、取締役会全体として、知識・経験・能力のバランスや多様性に配慮した構成とします。〔4-11、4-11①〕
 - 4 当社は金融商品取引所の定める独立性基準の要件を充たす独立社外取締役を選任し、取締役会において経営陣から独立した立場での意見を踏まえた議論を可能にします。〔1-1②、4-8、4-6、4-7〕
 - 5 当社は、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を構成員に含む「人事諮問委員会」を設置し、「人事諮問委員会」では、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などの特に重要事項に関する検討において、必要な助言を行います。〔4-10、4-10①〕

(取締役会の責務)

- 第14条 取締役会は、業務執行の監督機能を担うとともに、法令上必要な決議ならびに取締役会規程により定められた取締役会付議事項の審議・決議等を通じて、会社全体に関する重要な意思決定を行います。〔4-1、4-1①〕
- 2 当社は、経営の意思決定・監督体制と業務執行を分離した上で取締役会が機能するよう体制の確立を図り、取締役会により定められた各種社内規程により、取締役会および、経営陣の分掌、職務権限を明確に定め、経営陣のリスクテイクを取締役会が適切に支援します。〔4〕
- 3 当社は、中期経営計画を策定し公表することで、株主・投資家との共有を図ります。〔4-1②〕
- 4 当社は、取締役候補の選任ならびに取締役の解任にあたり、方針と手続きを定めて、公表します。〔4-3②〕
- 5 取締役会は、会計監査人に対し高品質な監査を可能とする十分な監査時間ならびに対応体制を確保します。〔4-3②〕
- 6 取締役会は、取締役候補の選任ならびに取締役の解任にあたり、方針と手続きを定め、これを公表します。〔4-3③〕
- 7 取締役会は、経営理念や経営戦略を踏まえ、最高経営責任者等の後継者計画の策定・運用に主体的に関与し、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、適切に監督します。〔4-1③〕

(取締役会の運営)

- 第15条 取締役会の審議の活性化に資するよう、取締役会事務局は議案資料の事前提出、必要に応じた事前説明の実施、また会議時間の延長等による審議時間の確保を行います。〔4-12、4-12①、4-13①〕
- 2 取締役会の開催スケジュールや予想審議事項については、あらかじめ取締役に対し通知します。

(取締役会評価)

- 第16条 取締役会は、全取締役を対象に取締役会の運営等に関して、無記名のアンケートを行い、取締役会全体の実効性についての分析を行い、その結果の概要を開示します。〔4-11③〕

(取締役)

- 第17条 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、その任期を1年とし、毎年株主総会で選任します。
- 2 監査等委員である取締役は、その任期を2年とし、株主総会で選任します。

- 3 取締役は、善管注意義務及び忠実義務を負います。
- 4 取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめ、会社はその兼任状況を開示します。
- 5 取締役は、職務遂行にあたり、必要な情報については当社各部門に必要な情報の提供を求め、その役割・責務を果たします。〔4-13〕
- 6 取締役が中長期の市場環境の予測、コーポレートガバナンス体制の有効性の検証、市場ニーズの把握等、業務遂行上、第三者の意見や視点が必要と判断される案件については、コンサルタントや弁護士等の外部専門家を積極的に活用し、検討を行います。それに伴い生じる費用は、取締役の請求等により社内規程に基づき、当社にて負担します。〔4-13②〕

(社外取締役)

- 第18条 独立社外取締役の独立性については、金融商品取引所が示す独立性判断基準等に基づき判断します。〔4-9〕
- 2 独立社外取締役の選任にあたっては、人事諮問委員会での審議および取締役会における十分な議論を通じて、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を候補者として選定します。〔4-9〕
 - 3 当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべく、そのような資質を十分に備えた独立社外取締役を十分な人数選任します。〔4-8〕
 - 4 当社は、独立社外取締役と社内との連絡・調整を行う事務局を通じて、随時、独立社外取締役からの意見および依頼事項を受けられる体制とします。〔4-13③〕
 - 5 独立社外取締役は、必要に応じて監査等委員である常勤取締役を交えての会合を開催し、客観的な立場に基づく意見交換を行います。〔4-8①〕
 - 6 当社は、独立社外取締役と取締役会事務局ならびに監査等委員会室が各取締役との取締役会の事前説明や連絡、監査等委員会との連携体制を構築します。〔4-8②〕

(監査等委員会)

- 第19条 監査等委員会は、取締役・執行役員の職務執行の監査、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任ならびに再任しないことに関する議案の内容の決定、会計監査その他法令により定められた事項を実施します。
- 2 監査等委員会は、上記監査に必要な事項に関し、取締役、使用人および会計監査人から適切に報告を受けるとともに、会計監査人及び内部監査部門ならびにグループ会社の監査役と必要な情報を共有し、監査の質の向上と効率的な監査の実現に努めます。
 - 3 監査等委員会は、必要な基本方針、手続等について「監査等委員会規程」を、監査体制のあり方と、監査にあたっての基準及び行動の指針について「監査等委員会監査基準」

を定め、その職を全うします。〔4-4〕

(監査等委員)

第20条 監査等委員は株主の付託を受けた機関の一員として、取締役・執行役員の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、良質なコーポレートガバナンス体制を確立する責務を負います。〔4-4〕

2 常勤監査等委員は、常勤者としての特性を踏まえ、監査の環境の整備及び情報収集に努め、かつ内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証します。

3 常勤監査等委員は、取締役会に加え、グループ経営会議等の重要な会議にも参加し、監査等委員として積極的に意見を述べており、他の社外監査等委員とも積極的に情報の共有を行います。〔4-4①〕

(執行役員)

第21条 執行役員は、その任期を1年とし、毎年代表取締役社長がその候補者を推薦し、取締役会で選任します。

2 取締役を兼務する執行役員は、取締役として当社の経営に関する監督責任を負うとともに、執行役員として自らの担当業務において職務執行の責任を負います。

(人事諮問委員会)

第22条 人事諮問委員会は取締役会の諮問機関とし、当社の取締役(社外取締役を含む)の選任、解任、取締役の個別報酬、取締役及び執行役員の報酬等の内容に係る方針について、審議・検討を行い取締役会に報告を行います。〔4-3、4-3①〕

2 人事諮問委員会は、独立性・中立性のある社外取締役を選任するために、金融商品取引所が示す独立性判断基準等に基づき判断します。〔4-9〕

(取締役・執行役員の報酬等)

第23条 取締役・執行役員の報酬等は前条の規定に従い、人事諮問委員会による審議を受け、適切に決定します。

2 取締役・執行役員の報酬等は、中長期的な持続的成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、役員報酬制度に則って基本報酬と変動報酬と譲渡制限付株式報酬で構成される報酬計算基準を策定し、これにより決定します。〔4-2①〕

(内部統制)

第24条 当社グループの内部統制の充実を図るため、取締役会は会社法に基づき取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、ならびに企

業集団の業務の適正を確保するための体制として、内部統制に関する基本的な考え方や取組方針等を、「内部統制システムの整備に関する基本方針」として定め、運用します。〔4-3④〕

(内部通報)

第25条 当社は、従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る体制を整備します。〔2-5〕

2 当社は、社内の内部通報窓口に加え、外部の弁護士事務所に社内から独立した内部通報窓口を設置します。〔2-5①〕

3 通報を受けた情報は「ホットライン制度に関する規程」に基づき、通報内容とそれに対する対応状況を、重要度に応じて取締役と適宜共有し、事案の終結後、取締役会に顛末を報告します。〔2-5〕

(会計監査人)

第26条 当社は、会計監査人が財務報告の信頼性確保を任務としており、最良のコーポレートガバナンスの実現の為に重要な役割を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けた対応を実施します。

2 当社では、監査等委員会や経理・財務・経営管理等の関連部門と連携し、監査日程や監査体制の確保に努め、会計監査人が適切な監査を行えるよう体制確保に努めます。〔3-2、3-2②〕

3 監査等委員会は、会計監査人独立性および監査の品質管理のための組織的業務運営について適切な選定・評価のための基準を策定します。〔3-2①〕

第4章 持続的な企業価値向上に向けて

(企業価値の向上)

第27条 当社グループは、映像ビジネスにおいて幅広い事業展開を行うユニークな企業集団として、『グループの総合力により、グローバルに映像コミュニケーションをお届けする **Only One** のクリエイティブ&テクノロジー集団』として企業価値の拡大に努めます。

2 当社は、会社の持続的な成長と中期的な企業価値の創出において、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの適切な協働が必要不可欠であると認識します。〔2〕

3 当社は、中長期の企業価値の向上の実現のため、グループ経営理念および理念に即し

た当社グループの方向性や中期経営計画を策定し、これを公表します。〔3-1(i)〕

(経営人材の育成)

第28条 当社は、取締役就任に際して、当社の経営戦略、事業内容、財務内容等について個別の説明の機会を設け、主要事業会社を視察するなどのオリエンテーションを行い、取締役が、その役割および機能を果たすために必要とする情報を収集する機会を提供します。〔4-14①〕

2 当社は、取締役に対し、必要に応じて役員として遵守すべき法的な義務と責任（会社法、金商法）、財務知識と企業分析、取締役としての判断と行動に関するケーススタディ等の内容にて、外部研修機関を活用した役員研修を実施します。〔4-14②〕

(人材の多様性)

第29条 当社は、異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することが、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得ると認識し、人材の多様性の確保を推進します。

2 当社は、今後の成長には、女性の活躍が必要不可欠であると認識し、女性の活躍推進に向けて、採用や昇格などあらゆるステージにおいて、性別に区別なく実力や成果に応じた評価を行います。〔2-4〕

(サステナビリティへの対応)

第30条 取締役会は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、適確に対処するとともに、これらの課題に積極的・能動的に取り組む検討を行います。〔2-3、2-3①〕

第5章 情報開示

(情報開示)

第31条 当社は、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様へ、当社に関する重要な情報を正確に伝達できるよう、わかりやすくかつ具体的な記載を行うよう努めます。〔3-1①〕

2 当社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、英語での情報提供を行い、情報の開示・提供の充実を進めます。〔3-1②〕

3 当社は、取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめ、その兼任状況を毎年開示します。〔4-11②〕

4 当社はこのガイドラインの内容および、このガイドラインの各条項または法令等にお

いて公表すべきとされている事項について、随時公表します。

(株主とのコミュニケーション)

第32条 当社は、情報開示は株主をはじめとするステークホルダーが当社グループへの理解を深め、信頼関係を確立するにおいて重要な経営課題の一つであり、ステークホルダーから理解を得るために適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識します。 [3]

2 当社は、株主との目的を持った対話を実現するため、IR 業務担当部門を企画部とし、担当役員以下 IR 体制を敷き、株主との信頼関係を醸成します。 [5、5-1、5-2、5-1①、5-1②]

3 当社は、株主総会を株主との対話の場であると認識し、より多くの株主が来場できるよう、集中日を回避した総会開催日の設定を行います。 [1-2③]

(沈黙期間)

第33条 当社は、未公表の決算情報の漏洩を防止し、公平性を確保するため、決算発表前の一定期間を「沈黙期間」とし、決算に関する質問についての回答やコメントを差し控えます。 [5-1②(v)]

第6章 付則

(改廃)

1. このガイドラインの改廃は、取締役会の決議による。

(施行)

2. このガイドラインは、2019年9月1日より施行する。